

平成26年3月定例会議 参考資料（予算以外）

1. 議案第11号	小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について	2
2. 議案第12号	小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3
3. 議案第13号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	7
4. 議案第14号	小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について	26
5. 議案第15号	小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について	27
6. 議案第16号	小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について	28
7. 議案第17号	小松島市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について	29
8. 議案第18号	小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	30
9. 議案第19号	小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	31
10. 議案第20号	小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について	32
11. 議案第21号	小松島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について	34
12. 議案第22号	産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例について	35
13. 議案第23号	小松島市競輪施設整備等基金条例の制定について	38
14. 議案第24号	小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について	39
15. 使用料等見直し（議案第25号から議案第38号まで）の考え方		40
16. 議案第25号	小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例について	41
17. 議案第26号	小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について	42
18. 議案第27号	小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について	43
19. 議案第28号	小松島市立武道館条例の一部を改正する条例について	46
20. 議案第29号	小松島市営プール条例の一部を改正する条例について	48
21. 議案第30号	小松島市総合グラウンド使用条例の一部を改正する条例について	49
22. 議案第31号	小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について	50
23. 議案第32号	小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例について	51
24. 議案第33号	小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例について	52
25. 議案第34号	小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例について	53
26. 議案第35号	小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について	54
27. 議案第36号	小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について	55
28. 議案第37号	小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について	56
29. 議案第38号	小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について	58

議案第11号 小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市長の給料について、カット率を10%に変更して平成26年4月分から平成27年3月分まで延長するための改正を行うもの。

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p>18 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>18 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>19 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における副市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><u>20 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>追加</p>

議案第12号 小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

○勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正について（第1条関係）

本市における現行の算出方法は国家公務員準拠であるが、地方公務員は当該部分については労働基準法適用となるため、同法準拠に改めるもの。

○現給保障額の廃止について（第2条関係）

平成18年4月の給料表改正に伴い導入された現給保障額について、平成25年徳島県人事委員会勧告において「段階的に廃止すること」との勧告がなされたことをふまえ、本市においても現給保障額を段階的に廃止するもの。

【第1条関係】 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(<u>地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員を除く。</u>)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員を除く。</u>)をいう。</p>	改正
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、<u>正規の勤務時間</u>による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、<u>小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第8条第1項に規定する勤務時間(以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。)</p>	改正

<p>務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当， 期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は，前 条第6項の規定にかかわらず，同項の規定による給料月額に<u>小松 島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例 第1号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第2条第3項又は第4項の 規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定す る勤務時間で除して得た額とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給 与額は，給料の月額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時 間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>	<p>による勤務に対する報酬であって，この条例に定める管理職手 当，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務 手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直 手当，管理職員特別勤務手当，期末手当及び勤勉手当を除いた ものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は，前 条第6項の規定にかかわらず，同項の規定による給料月額に<u>勤務 時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額と する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第13条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給 与額は，給料の月額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時 間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間に <u>おける勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日 に当たる日を除く。)</u>及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日 又は土曜日に当たる日を除く。)の合計に相当する勤務時間を減 じたもので除して得た額とする。</p>	<p>改正</p> <p>挿入</p>
---	--	---------------------

【第2条関係】 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則(平成18年条例第11号)</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。)以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則(平成18年条例第11号)</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年小松島市条例第34号)の施行の日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料の表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員(以下「平成21年減額改定対象外職員」という。)以外の職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.14を乗じて得た額と、同日において平成21年減額改定対象外職員である者にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であつてその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から</p>	<p>挿入</p> <p>挿入</p>

平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超えるときは2万円, その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を, 同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号)第10条の表		1号給から56号給まで

8・9 (略)

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条2項の規定の適用については, 給与条例第8条2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

給料の表	職務の級	号給
給与条例第3条の表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
小松島市職員の給与に関する規則(昭和33年小松島市規則第1号)第10条の表		1号給から56号給まで

8・9 (略)

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条2項の規定の適用については, 給与条例第8条2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

改正

議案第13号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令により、本市においても早期退職に係る特別措置の拡充及び従前の勸奨退職に代わる早期退職制度の導入について、新たに制度化を図るもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が月額で定められている者については、<u>給料の日額の21日分に相当する額</u>とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が月額で定められている者については、<u>退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額</u>とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>退職日給料月額</u>」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、そ

年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職をした者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げるに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

挿入

改正

改正

改正

の者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第8条の2第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

追加

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

改正
改正

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第11項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

追加

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日に

改正

改正

改正

改正

改正

第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額			において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額

改正

<p>第5条の2第1項第2号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>第5条の2第1項第2号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>改正</p>
<p>第5条の2第1項第2号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	<p>第5条の2第1項第2号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条

改正

改正

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料	特定減額前給料月額及び特定

第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額		月額	減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額	第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u>)を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 (略)

2～3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規

第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 (略)

2～3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規

定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

第8条 削除

定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

第8条 削除

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年か

改正

改正

改正

改正

改正

追加

ら15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとする

ときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問い合わせを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上になるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始および終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が増加し、募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が増加し、応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合に

は、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載した応募の取下げにかかる期間の末日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(2) 第2項に規定する退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者

(3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意または重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定す

る募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第9項第3号に規定する故意または重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨(認定をしない旨

の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第15項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

14 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

15 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の

規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

16 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

議案第14号 小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、地方公務員法の一部改正が行われるため、条例において引用する規定を改正するもの。

小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等専門学校及び大学</p> <p>(2) 学校教育法第124条の規定による専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第134条の規定による各種学校</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等専門学校及び大学</p> <p>(2) 学校教育法第124条の規定による専修学校</p> <p>(3) 学校教育法第134条の規定による各種学校</p> <p>3 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、2年とする。</p>	<p>挿入</p>

議案第15号 小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、地方公務員法の一部改正が行われるため、条例において引用する規定を改正するもの。

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の3第1項の<u>条例</u>で定める期間は、<u>5年</u>とする。</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。</p> <p>2 法第26条の3第1項の<u>高年齢</u>として<u>条例</u>で定める年齢は、<u>55歳</u>（<u>小松島市職員</u>の定年等に関する<u>条例</u>(昭和59年小松島市条例第20号)第3条ただし書に規定する職員にあっては、<u>58歳</u>)とする。</p>	<p>改正</p>

議案第16号 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条例において法律を引用する条文の項ずれを改めるもの。

参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 市民環境部</p> <p>(3) 保健福祉部</p> <p>(4) 産業建設部</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 市民環境部</p> <p>(3) 保健福祉部</p> <p>(4) 産業建設部</p>	<p>改正</p>

議案第17号 小松島市地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について

《概要》

地域経済の活性化と雇用の創出を図る目的として創設された「地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」を活用し、基金として積み立てて平成26年度の公共投資の財源とするため、新たに条例を制定するもの。

小松島市地域の元氣臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 国から交付を受ける地域の元氣臨時交付金を財源とする事業を円滑に実施するため、小松島市地域の元氣臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正)

2 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(8) 小松島市地域の元氣臨時交付金基金条例(平成26年小松島市条例第〇号)附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条第2項第8号の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。(有効期限)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議案第18号 小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《概要》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、消防組織法の一部改正がなされ、消防長及び消防署長の資格について、政令で定める基準を参酌し、条例で定めるもの。

小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防長の資格）

第2条 消防長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1） 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- （2） 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- （3） 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第3条 消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- （1） 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- （2） 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- （3） 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

議案第19号 小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市非常勤消防団員の退職報償金の支給額を一律5万円引き上げるとともに、最低支給額を20万円とするもの。

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和43年小松島市条例第11号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考	
別表(第2条関係) 退職報償金支給表							別表(第2条関係) 退職報償金支給表							改正	
階級	勤務年数						階級	勤務年数							
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円		
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000		
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000		
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000	分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000		
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000	副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000		
部長及び班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000	部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000		
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000	団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000		

議案第20号 小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

幼稚園就園奨励事業について、国の平成26年度予算において幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図り、低所得世帯と多子世帯の負担軽減を行う方針が示されたため、本市の幼稚園保育料についても減免対象者を拡大するもの。

小松島市立幼稚園保育料条例(昭和29年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>第2条 市長は幼稚園就園奨励事業として園児の保護者で所得が低い者に対し、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び市民税が非課税となる世帯 保育料の年額相当額</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 国の示す基準限度額</p> <p>2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。</p>	<p>第2条 市長は当該年度に在園する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第244号)の規定による保護を受けている世帯に属する者 保育料の年額相当額</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者 保育料の年額相当額</p> <p>(3) 当該年度に納付すべき市民税が均等割のみとなる世帯に属する者</p> <p>ア 同一世帯に属する9歳未満の子(9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ)のうち第1子 年額20,000円</p> <p>イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 年額60,000円</p>	<p>改正</p>

ウ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降
保育料の年額相当額

(4) 前3号に該当しない世帯に属する者

ア 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子
保育料の年額相当額の半額

イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降
保育料の年額相当額

2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

議案第21号 小松島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、社会教育法の一部改正がなされ、社会教育委員の委嘱の基準について省令で定める基準を参酌し条例で定めるもの。

小松島市社会教育委員設置条例(昭和34年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(委嘱) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の <u>関係者</u> 並びに学識経験のある者の中から、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。	(委嘱) 第3条 委員は、学校教育及び社会教育の <u>関係者</u> 、 <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> 並びに学識経験のある者の中から、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。	改正

議案第22号 産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

本市の産業の振興に寄与することを目的に一定の要件を満たす企業に対し固定資産税を5年間免除する特別措置について、納税者に対する税の公平性、雇用や地域経済への波及効果を考慮し、奨励企業の指定の要件に本市に住民登録がある者を常用雇用者として新規に雇用すること等を加えるもの。

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例(平成18年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内において事業を行おうとする企業等に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業等 本市の区域内において事業(商工・農林水産業)を営む者をいう。</p> <p>(2) 事業用固定資産 事業に必要な地方税法(昭和25年法律第26号)第341条に規定する土地及び家屋をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内において<u>操業または事業の拡大</u>を行おうとする企業等に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業等 本市の区域内において事業(商工・農林水産業)を営む者をいう。</p> <p>(2) 事業用固定資産 事業に必要な地方税法(昭和25年法律第26号)第341条に規定する土地及び家屋をいう。</p>	<p>改正</p>

<p>(企業等の指定)</p> <p>第3条 次の各号に定める要件に該当する企業等は、この条例の適用を受けることができる。</p> <p>(1) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく事業補助金(交付金を含む。)の採択を受けた企業等</p> <p>(2) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択(融資金額1千万円以上)を受けた企業等</p> <p>(3) 前2号の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。</p>	<p>(3) 常用雇用者 以下のすべての要件を満たす者をいう。</p> <p>ア 雇用期間を定めない労働者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として、第9条の規定に基づく確認を受けている者</p> <p>ウ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)で定める最低賃金を下回らない者</p> <p>エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条の規定に基づく被保険者として、第18条の規定に基づく確認を受けている者又は第10条の規定に基づく許可を受けている者</p> <p>(企業等の指定)</p> <p>第3条 次の各号に定めるすべての要件に該当する企業等は、この条例の適用を受けることができる。</p> <p>(1) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく事業補助金(交付金を含む。)の採択を受けた企業等又は商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択(融資金額1千万円以上)を受けた企業等</p> <p>(2) 前号の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。</p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>削除</p> <p>改正</p>
--	---	---

<p>2 市長は、前項の規定による企業等を指定するときは、必要な条件を付することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定を受けた企業等に対して、事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から最長5年間に限り、第3条第1項第3号に該当する固定資産税を免除する。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(指定の取消し又は奨励措置の停止等)</p> <p>第8条 市長は、指定を受けた企業等が次の各号の一に該当する場合は、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市に登録し、かつ生活の本拠を本市に有する常用雇用者を新規に雇用していること。</u></p> <p>(4) <u>地域経済の活性化及び市民生活の安定に寄与すること。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による企業等を指定するときは、必要な条件を付することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定を受けた企業等に対して、事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から最長5年間に限り、第3条第1項第2号に該当する固定資産税を免除する。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>(指定の取消し又は奨励措置の停止等)</p> <p>第8条 市長は、指定を受けた企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	-------------------------------

議案第23号 小松島市競輪施設整備等基金条例の制定について

《概要》

既存の小松島市競輪事業基金については、施設整備費に充てる場合のほか、経済事情の変動や災害の発生に伴う赤字補てん等財源調整等も目的としていることから、地方財政法に基づく公営競技納付金の算定においては、当該基金への積み立ては使途を特定しない基金への積み立てとして取り扱われ、納付金の増要因となっている。

施設整備等に使途を特定した基金に積み立てる場合については、積立金は競輪事業の経費として扱われ、公営競技納付金の増要因とはならないことから、既存の小松島市競輪事業基金条例から施設整備費に充てる場合の規定を削除し、新たに施設整備等に使途を特定した小松島市競輪施設整備等基金条例を制定するもの。

小松島市競輪施設整備等基金条例

(設置)

第1条 小松島市競輪場の施設(以下「施設」という。)の整備等に要する経費の財源に充てるため、小松島市競輪施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用基金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小松島市競輪事業基金条例の一部改正)

2 小松島市競輪事業基金条例(昭和62年小松島市条例第15号)の一部を次のように改正

する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正)

3 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(9) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第〇号)

議案第24号 小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

災害その他の理由により、小松島競輪場での開催が困難な場合について、他の競輪場で小松島競輪を開催することができるよう改めるもの。

小松島市自転車競走実施条例(昭和37年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(使用競輪場)</p> <p>第3条 市が行う競輪は、小松島競輪場において開催する。</p>	<p>(使用競輪場)</p> <p>第3条 市が行う競輪は、小松島競輪場において開催する。</p> <p><u>ただし、小松島競輪場での開催が困難な場合であって、市長が特に必要と認める場合は、小松島競輪場以外の法第4条の規定により設置された競輪場において開催することができる。</u></p>	<p>追加</p>

○使用料等見直し（議案第25号から議案第38号まで）の考え方

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられることから、平成25年12月4日付で総務省から地方公共団体に対し、消費税は消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、公の施設の使用料・利用料金等については、消費税が円滑かつ適切に転嫁されるよう必要な措置を講じることを求める通知がなされた。

本市は、これまで小松島市集中改革プランに基づき、使用料等については、公平性の観点から受益者負担の適正化に取り組んできたが、平成25年7月からは電気料金の値上げが実施されており、市の管理する施設についても、光熱水費をはじめとした維持管理費が増大することを踏まえ、利用者に対し一定の負担を求めることも必要と判断し、見直しをはかることとした。

3月定例会議に提案している議案のうち、議案第25号から議案第38号までが使用料等関連の条例を改正する議案であり、改正の方針については次のとおり。

①消費税率引き上げへの対応及び受益者（利用者）負担の適正化をはかるもの《議案第25号から議案第34号まで》

※現行使用料に消費税率引き上げに伴う維持管理費（歳出）の増加割合を掛けて求めた額を、新たに使用料とする改正を行うもの。

施行日 平成26年6月1日（2ヶ月間の周知期間を設定）

②消費税率に相当する規定を改正するもの《議案第35号から議案第37号まで》

※「1.05」→「1.08」、「100分の105」→「100分の108」、「105円」→「108円」など。

施行日 平成26年4月1日（消費税率引き上げと同時）

③地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの《議案第38号》

※消費税率の引き上げに伴い、標準となる政令が改正されるため、市の条例を改めるもの。

施行日 平成26年4月1日（政令の施行日）

議案第25号 小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的ホール条例(平成11年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行		改正後(案)		備考
別表(第5条関係) 備考抜粋 6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。		別表(第5条関係) 備考抜粋 6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。		改正
区分	1時間当たりの額	区分	1時間当たりの額	
ホール	2,500円	ホール	2,750円	
舞台のみ	1,500円	舞台のみ	1,650円	
リハーサル室	500円	リハーサル室	550円	

議案第26号 小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

小松島市勤労青少年ホーム条例(昭和57年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考		
別表(第5条関係)							別表(第5条関係)							改正		
室名	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	全日	室名	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時		正午～午後9時	全日
小集会室		円	円	円	円	円	円	小集会室		円	円	円	円		円	円
		530	950	1,050	1,470	2,000	2,520			580	1,050	1,160	1,630		2,200	2,780
料理講習室		840	1,470	1,680	2,310	3,150	3,990	料理講習室		920	1,620	1,850	2,540		3,470	4,390
講習室		630	1,050	1,050	1,680	2,100	2,730	講習室		690	1,160	1,160	1,850		2,310	3,000
大集会室		1,050	1,580	2,630	2,630	4,200	5,250	3階集会室		920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390	
								大集会室		1,160	1,740	2,890	2,890	4,630	5,790	
備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。							備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。									

議案第27号 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例(昭和57年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行										改正後(案)										備考
別表(第4条関係)										別表(第4条関係)										改正
使用区分		時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに	使用区分		時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに	
		全面 使用	アマ チュア ース	入場料 の類を 徴収し ない場 合	電氣を使 用しない 場合	円	円	円	円			円	円	全面 使用	アマ チュア ース	入場料 の類を 徴収し ない場 合	電氣を使 用しない 場合	円	円	
		ポーツに 合使用 する場 合		1時間につき1,900円を加算する。								ポーツに 合使用 する場 合		1時間につき2,000円を加算する。						
		入場料の額を徴 収する場合		25,200	35,280	39,270	50,400	89,670	8,610			入場料の額を徴 収する場合		27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470	
		アマ チュア ース ポーツに 合使用 する場合		37,800	52,920	59,010	75,600	134,610	12,810			アマ チュア ース ポーツに 合使用 する場合		41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090	

	ツ以 営利又は営業の 外のための宣伝を目 的とみなす場合 に使用 する場 合	94,500	132,300	147,420	189,000	336,420	32,130
部 分 使 用	床面の3分の1以下を 使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2 分の1以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3 分の2以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニン グ室	電気を使 用しない 場合	アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時から 正午まで630円、午後1時から午後5時まで840 円、午前9時から午後5時まで1,680円					
	電気を使 用する場 合	1時間につき420円を加算する。ただし、アマチュ アスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間 当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、 営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分					

	ツ以 営利又は営業の 外のための宣伝を目 的とみなす場合 に使用 する場 合	103,950	145,530	162,160	207,900	370,060	35,340
部 分 使 用	床面の3分の1以下を 使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2 分の1以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3 分の2以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニン グ室	電気を使 用しない 場合	アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時から 正午まで750円、午後1時から午後5時まで1,00 0円、午前9時から午後5時まで2,000円					
	電気を使 用する場 合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュ アスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間 当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、 営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分					

	の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間530円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

	の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間600円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

議案第28号 小松島市立武道館条例の一部を改正する条例について

小松島市立武道館条例(平成4年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行										改正後(案)										備考				
別表(第4条関係)										別表(第4条関係)										改正				
使用区分				時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに	使用区分				時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時		午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに
				円	円	円	円	円	円	円	円					円	円	円	円		円	円	円	円
全 面 使 用 合 格	武道 に使 用す る場 合	入場料 の類を 徴収し ない場 合	電氣を使 用しない 場合	1時間につき <u>1,050</u> 円を加算する。							1時間につき <u>1,200</u> 円を加算する。													
				入場料の類を徴 収する場合	<u>12,600</u>	<u>16,800</u>	<u>18,900</u>	<u>33,600</u>	<u>52,500</u>	<u>4,200</u>	<u>13,860</u>	<u>18,480</u>	<u>20,790</u>	<u>36,960</u>	<u>57,750</u>	<u>4,620</u>								
					武道以外 に使用 する場合	<u>18,900</u>	<u>25,200</u>	<u>28,350</u>	<u>50,400</u>	<u>78,750</u>	<u>6,300</u>	<u>20,790</u>	<u>27,720</u>	<u>31,190</u>	<u>55,440</u>	<u>86,630</u>	<u>6,930</u>							
全 面 使 用 合 格	武道 以外 に使 用す る場 合	営利又は営業 のための宣伝を 目的とみなす場 合	電氣を使 用する場合	1時間につき <u>1,050</u> 円を加算する。							1時間につき <u>1,200</u> 円を加算する。													
				営利又は営業 のための宣伝を 目的とみなす場 合	<u>47,250</u>	<u>63,000</u>	<u>70,880</u>	<u>126,000</u>	<u>196,880</u>	<u>15,750</u>	<u>51,980</u>	<u>69,300</u>	<u>77,970</u>	<u>138,600</u>	<u>216,570</u>	<u>17,330</u>								

部分使用	床面の3分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)	使用する場合							
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)		部分使用	床面の2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)				
	床面の3分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)								
	会議室	1時間530円		会議室	1時間600円					
備考			備考							
<ul style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 			<ul style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 							

議案第29号 小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例(昭和54年小松島市条例第11号)新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)				改正
種別	使用区分		入場料	種別	使用区分		入場料	
個人	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	320円	個人	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	<u>360円</u>	
		小人(中学生まで)	150円			小人(中学生まで)	<u>180円</u>	
団体	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	260円	団体	1人1回	大人(中学校を卒業した者又は15歳以上の者)	<u>300円</u>	
		小人(中学生まで)	120円			小人(中学生まで)	<u>150円</u>	
備考 団体とは、 <u>30人</u> 以上のもので入場及び退場とも行動をとるものを用いる。				備考 団体とは、 <u>20人</u> 以上のもので入場及び退場とも行動をとるものを用いる。				

議案第30号 小松島市総合グラウンド使用条例の一部を改正する条例について

小松島市総合グラウンド使用条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行										改正後(案)						備考	
別表第1(第3条関係)										別表第1(第3条関係)							
球場別		野球場						庭球場		球場別		野球場			庭球場(1面につき)		改正
単位		入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合			1面につき		単位		午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日	全日	
市内の者	使用料	午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日	全日	夜間	午前又は午後半日	全日	市内の者	使用料	円	円	円	円	円	
市内の者	使用料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		1,580	3,150	1,580	26,250	42,000	26,250	530	1,050			1,750	3,500	1,750	600	1,200	
市外の者	使用料	3,150	6,300	3,150	31,500	47,250	31,500	1,580	3,150	市外の者	使用料	3,500	7,000	3,500	1,750	3,500	

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表で午前とは午前8時から正午までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。 この表で全日とは、午前8時から午後5時までとする。 この表で夜間とは、午後6時から午後10時までとする。 野球場照明施設の使用については、1時間までごとに1,900円の使用料を夜間の使用料に加算する。ただし、最初の1時間を超え、それ以後については30分までごとに950円で計算する。 消耗品(茶、ガス等)については、実費徴収する。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この表で午前とは午前8時から正午までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。 この表で全日とは、午前8時から午後5時までとする。 この表で夜間とは、午後6時から午後10時までとする。 野球場照明施設の使用については、1時間までごとに1,900円の使用料を夜間の使用料に加算する。ただし、最初の1時間を超え、それ以後については30分までごとに1,000円で計算する。 消耗品(茶、ガス等)については、実費徴収する。
---	---

議案第31号 小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について

小松島市夜間運動場条例(昭和49年小松島市条例第35号)新旧対照表

現行			改正後(案)			備考
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)			
区分	使用料		区分	使用料		
	1時間まで	1時間を超える30分ごと		1時間まで	1時間を超える30分ごと	
小松島市南小松島夜間運動場	1,480円	740円	小松島市南小松島夜間運動場	1,700円	850円	改正
小松島市北小松島夜間運動場	1,480	740	小松島市北小松島夜間運動場	1,700円	850円	
小松島市坂野夜間運動場	1,480	740	小松島市坂野夜間運動場	1,700円	850円	
小松島市児安夜間運動場	1,480	740	小松島市児安夜間運動場	1,700円	850円	
小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	140	70	小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	160円	80円	
小松島中学校武道場	140	70	小松島中学校武道場	160円	80円	

議案第32号 小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例について

小松島市少年武道場条例(昭和52年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(使用料)</p> <p>第3条 武道場の利用は、無料とする。ただし、夜間照明を使用する場合は、利用者から1時間までごとに<u>30円</u>の夜間照明使用料を徴収する。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 武道場の利用は、無料とする。ただし、夜間照明を使用する場合は、利用者から1時間までごとに<u>50円</u>の夜間照明使用料を徴収する。</p>	<p>改正</p>

議案第33号 小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的研修集会施設設置条例(昭和56年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考
別表(第5条関係) 多目的研修集会施設使用料金表							別表(第5条関係) 多目的研修集会施設使用料金表							改正
区分	時間 自午前8時 至正午	自正午 至午後5時	自午後5時 至午後10 時	自午前8時 至午後5時	自正午 至午後10 時	全日	区分	時間 自午前8時 至正午	自正午 至午後5時	自午後5時 至午後10 時	自午前8時 至午後5時	自正午 至午後10 時	全日	
大会議 室	円 1,500	円 2,500	円 3,000	円 3,000	円 4,000	円 5,000	大会議 室	円 1,650	円 2,750	円 3,300	円 3,300	円 4,400	円 5,500	
会議室	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 2,000	円 2,500	円 3,000	会議室	円 1,100	円 1,650	円 2,200	円 2,200	円 2,750	円 3,300	

議案第34号 小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例について

小松島ステーションパーク設置条例(平成5年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行				改正後(案)				備考
別表第2(第7条関係) ステーションパーク使用料				別表第2(第7条関係) ステーションパーク使用料				改正
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考	
行商, 募金その他これに類する行為をする場合	日	840円		行商, 募金その他これに類する行為をする場合	日	920円		
興行を行う場合	m ²	21円		興行を行う場合	m ²	23円		
競技会, 展覧会, 音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	21円		競技会, 展覧会, 音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	23円		
付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは, 1平方メートルとする。				付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは, 1平方メートルとする。				

議案第35号 小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

小松島市地域下水道条例(昭和63年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(使用料及び算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき<u>105円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料及び算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき<u>108円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>

議案第36号 小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

小松島市道路占用料条例(昭和36年小松島市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、かっこ書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した占用料の額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、かっこ書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した占用料の額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p>	<p>改正</p>

議案第37号 小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について

小松島市法定外公共用財産管理条例(平成14年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行			改正後(案)			備考
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)			改正
1 使用料			1 使用料			
使用の目的	単位	使用料の額(年額)	使用の目的	単位	使用料の額(年額)	
電柱その他これに類する工作物の敷地	1本	330円	電柱その他これに類する工作物の敷地	1本	330円	
水道管, 下水道管, ガス管その他管類の埋設	1メートル	125円	水道管, 下水道管, ガス管その他管類の埋設	1メートル	125円	
通路又は通路橋の設置	1平方メートル	50円	通路又は通路橋の設置	1平方メートル	50円	
材料置場, 干場その他これらに類するもの	1平方メートル	90円	材料置場, 干場その他これらに類するもの	1平方メートル	90円	
その他工作物の敷地	1平方メートル	125円	その他工作物の敷地	1平方メートル	125円	
注			注			
(1) この表中単位をメートル又は平方メートルで定めたもので, 使用延長又は面積が1メートル又は1平方メートルに満た			(1) この表中単位をメートル又は平方メートルで定めたもので, 使用延長又は面積が1メートル又は1平方メートルに満た			

ないものは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、1メートル又は1平方メートル未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1メートル又は1平方メートルとして計算する。

(2) 電柱その他これに類する工作物の土地に固着する支柱及び支線は、それぞれ1本として計算する。

(3) 使用期間が1年未満の場合又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算する。

(4) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額は、この表に定める額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ100分の105を乗じて得た額とする。

(5) 1件の使用料金が100円未満のものは、100円とする。

(6) この表に掲げる使用の目的以外の使用の目的によるものについては、この表に掲げる使用の目的に類似する使用の目的により算定する。

2 採取料 市場価格等を考慮して市長が定める額

ないものは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、1メートル又は1平方メートル未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1メートル又は1平方メートルとして計算する。

(2) 電柱その他これに類する工作物の土地に固着する支柱及び支線は、それぞれ1本として計算する。

(3) 使用期間が1年未満の場合又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算する。

(4) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額は、この表に定める額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ100分の108を乗じて得た額とする。

(5) 1件の使用料金が100円未満のものは、100円とする。

(6) この表に掲げる使用の目的以外の使用の目的によるものについては、この表に掲げる使用の目的に類似する使用の目的により算定する。

2 採取料 市場価格等を考慮して市長が定める額

改正

議案第38号 小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市消防手数料条例（平成12年小松島市条例第3号）新旧対照表

現行			改正案			備 考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
1 (略)			1 (略)			
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 91,000円	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 92,000円	
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(3) (略) (4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所） (5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(3) (略) (4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所） (5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」	

		<p>という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 820,000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タ</p>		<p>という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タ</p>	<p>改正</p>
--	--	--	--	--	-----------

		<p>ンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>990,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,100,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,400,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,640,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロ</p>			<p>ンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,010,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,120,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,420,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,660,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	--	--	--	--	---

		<p>リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>3,850,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>5,090,000円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所の 設置の許可の申請に係る 審査 次に掲げる浮き屋 根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリッ</p>			<p>リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>3,880,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>5,100,000円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>(5) 浮き屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所及び浮き蓋付 特定屋外タンク貯蔵所の 設置の許可の申請に係る 審査 次に掲げる浮き屋 根式特定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリッ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	--	--	--	--	---------------------

		<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び<u>浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,120,000円</u></p>			<p>トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び<u>浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,130,000円</u></p>	改正
		<p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリット ル以上10,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び<u>浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,330,000円</u></p>			<p>イ 危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリット ル以上10,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び<u>浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,340,000円</u></p>	改正
		<p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,480,000円</u></p>			<p>ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリット ル以上50,000キロリッ トル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>1,500,000円</u></p>	改正
		<p>エ (略)</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数</p>			<p>エ (略)</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数</p>	

		<p>量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,120,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>4,330,000円</u></p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p>			<p>量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>2,140,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p style="text-align: right;"><u>4,350,000円</u></p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(6)～(12) (略)</p>	改正		
3	消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(5) (略)	(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に	3	消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(5) (略)	(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に	改正

		定める金額 ア～エ (略) オ 指定数量の倍数が20 0を超える一般取扱所 <u>91,000円</u>			定める金額 ア～エ (略) オ 指定数量の倍数が20 0を超える一般取扱所 <u>92,000円</u>	改正
3～5 (略)			3～5 (略)			
6 消防法第11条 の2第1項及び危 険物の規制に関 する政令第8条 の2第7項の規定 に基づく危険物 の製造所,貯蔵所 又は取扱所の完 成検査前検査に 関する事務	1 消防法第11条の 2第1項の規定に基 づく製造所,貯蔵所 又は取扱所の設置 許可に係る完成検 査前検査	(1)～(3) (略) (4) 溶接部検査 次に掲げ る特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ,それぞれ 次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>950,000円</u> エ (略) オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロリッ トル以上200,000キロ	6 消防法第11条 の2第1項及び危 険物の規制に関 する政令第8条 の2第7項の規定 に基づく危険物 の製造所,貯蔵所 又は取扱所の完 成検査前検査に 関する事務	1 消防法第11条の 2第1項の規定に基 づく製造所,貯蔵所 又は取扱所の設置 許可に係る完成検 査前検査	(1)～(3) (略) (4) 溶接部検査 次に掲げ る特定屋外タンク貯蔵所 の区分に応じ,それぞれ 次に定める金額 ア・イ (略) ウ 危険物の貯蔵最大数 量が10,000キロリッ トル以上50,000キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>990,000円</u> エ (略) オ 危険物の貯蔵最大数 量が100,000キロリッ トル以上200,000キロ	改正

		リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,650,000円</u>			リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u>	改正
		カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,180,000円</u>			カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u>	改正
		キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,890,000円</u>			キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u>	改正
		ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,450,000円</u>			ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u>	改正
		(5) (略)			(5) (略)	
7 消防法第14条	消防法第14条の3第	(1) 特定屋外タンク貯蔵所	7 消防法第14条	消防法第14条の3第	(1) 特定屋外タンク貯蔵所	

<p>の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務</p>	<p>1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 410,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロ</p>	<p>の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務</p>	<p>1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 430,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロ</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---	--	---	---	---------------------

		リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,160,000円</u>			リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u>	改正
		カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,830,000円</u>			カ 危険物の貯蔵最大数 量が200,000キロリッ トル以上300,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u>	改正
		キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,470,000円</u>			キ 危険物の貯蔵最大数 量が300,000キロリッ トル以上400,000キロ リットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u>	改正
		ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,000,000円</u>			ク 危険物の貯蔵最大数 量が400,000キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u>	改正
		(2)～(3) (略)			(2)～(3) (略)	改正
8	(略)		8	(略)		